４感対第２３３６号

令和５年３月９日

各局長

愛知県企業庁長

愛知県病院事業庁長

愛知県議会事務局長

殿

愛知県教育委員会教育長

愛知県各種行政委員（会）事務局長

愛知県警察本部長

愛知県感染症対策局長

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（通知）

令和５年３月13日以降、マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなることから、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和４年３月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）が、別添のとおり令和５年３月７日に一部改正されました。

主な改正点は下記のとおりであり、令和５年３月13日から適用されますので、関係機関等への周知をお願いします。

なお、各市町村長には別に通知しています。

記

○　濃厚接触者の特定は、「手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者」が要件の一つとなっているが、マスクを着用していないことのみをもって一律に濃厚接触者と特定するのではなく、引き続き、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。

○　マスクの着用については個人の判断を基本とすることとなるが、濃厚接触者は待機開始から７日間が経過するまでは、感染対策として、マスクの着用が推奨される。

|  |  |
| --- | --- |
| 担　当 | 感染症対策課医療体制整備室  統計グループ |
| 電話 | 052-954-7475（ダイヤルイン） |
| 電子ﾒｰﾙ | iryotaisei-seibi@pref.aichi.lg.jp |